

保育園運営費徴収金基準額表におけるその他の事項について

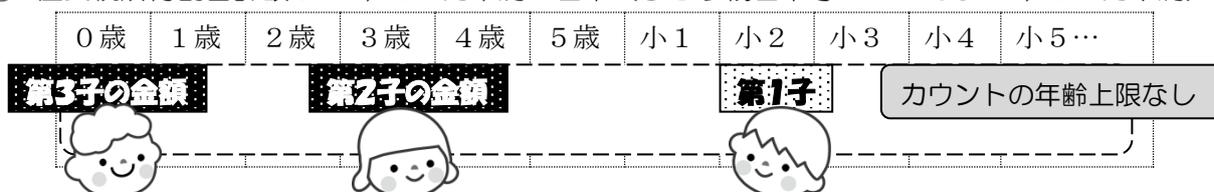
1. 第2子・第3子以降の保育料

- ① 国の基準に基づき、「第2子」の保育料は「第1子」の半額
 ※清瀬市独自の施策として57,700円未満の保育料は0円（平成31年度末まで）
 ※国の施策として市町村民税非課税世帯の保育料は0円
- ② 国の基準に基づき、「第3子以降」の保育料は0円

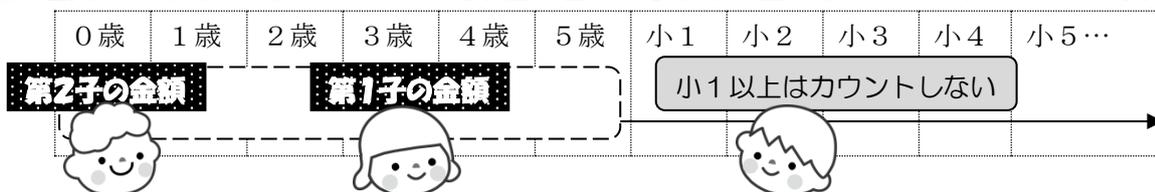
※ここでいう「第0子」とは、保育料の決定に関して便宜的に使用しているものであり、
 実際の子どもの人数とは一致しません。清瀬市保育園運営費徴収金基準額表において、
 「第0子」の金額を適用することを意味します。

2. 多子軽減のカウント方法（国の基準どおり）

- ① 住民税所得割合計額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については77,101円未満）



- ② 住民税所得割合計額が57,700円以上の世帯（ひとり親世帯等については77,101円以上）



3. ひとり親世帯等の保育料

- ① 第1子：住民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は第1子の半額 ※国の基準額を上限
- ② 第2子以降：住民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は0円

4. 改定時期

□平成31年4月